

個人 9

受 令和 2 年 11 月 25 日
付 (午前)・午後 9 時 00 分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 2 年 11 月 25 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 芦原 美佳子

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 12 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項 (大項目) ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. 1	行政デジタル化の推進について
要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行政デジタル化に関して様々な課題が浮き彫りとなりました。国では本年7月、IT新戦略を改定しましたが、この中で、コロナ禍の対応を踏まえ、強靱なデジタル社会構築の実現に向けた取り組みが示されています。また、総務省が令和2年5月に公表した令和元年通信利用動向調査の結果によると、インターネットの利用状況は89.8%となっており、特に6～12歳および60歳以上の年齢層の利用割合が大きく伸びています。又、スマートフォンを保有している世帯の割合が8割を超え、個人の保有割合も67.6%となりました。</p> <p>本市においても、国の動向を注視しつつ、行政のデジタル化を、今後進めていかれることと思いますが、市民サービスの利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、現状の制度・システムを活用してできることから、先んじて実行することが重要だと考えます。そこで、本市での取組について、以下伺います。</p> <p>(1) マイナンバーカードの普及、利活用の推進について 様々な手続きをデジタル化で行うための基盤であるマイナンバーカードの普及、また利活用の推進に関する本市の取り組みを伺います。</p> <p>(2) 行政手続のオンライン化について ア マイナポータル・ぴったりサービスの活用について 現状のシステムを活用して、すぐに活用可能な行政手続きのオンライン化のひとつに、マイナンバーカードを活用した「マイナポータル・ぴったりサービス」があげられますが、本市での活用状況について伺います。 イ 今後の展開について 今後追加を検討している活用について伺います。</p> <p>(3) 今後の推進について 今後更なる行政デジタル化の推進をどのように進めていかれるのか見解を伺います。</p> <p>(4) デジタル格差の解消について デジタル格差の解消のため、相談窓口の設置や、デジタル活用支援員の整備について見解を伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項 No. 2	図書館におけるデジタル化への対応について
要 旨	<p>本市の図書館はコロナ禍の臨時休館中においても、知恵を絞り工夫をして、図書の貸し出しサービス等に取り組まれました。出版会社の調査によると、近年は出版物の販売が低迷していましたが、本年9月期の出版物の店頭売り上げは2008年の集計開始以来、初めて5カ月連続で前年を超えたそうです。一方、スマートフォンやタブレット端末などで電子書籍を読む人が増えております。電子書籍の売り上げが伸びていることに加え、電子書籍を貸し出す「電子図書館」をもつ自治体数と電子図書の貸し出し件数が、ともに急増しています。コロナ禍は様々な分野でのデジタル化を加速させたと言われるますが、社会全体のデジタル化に対応して、持続可能な形で行政サービスを提供するとともに、新たな課題解決の可能性を拓げるためには、図書館運営においても必要なのではないかと考えます。図書館におけるデジタル化への対応について、以下伺います。</p> <p>(1) 図書館におけるデジタル化について</p> <p>利用者の利便性向上や職員の負担の軽減につながる図書館におけるデジタル化・オンライン化について、現在の取組や課題、今後の方針について伺います。</p> <p>(2) 電子図書館サービスの導入について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大を契機に図書館が臨時休館となった場合でも書籍の閲覧や貸出・返却に対応できることから、コロナ禍の新しい生活様式の中での選択肢の一つとして電子図書館サービスが注目を集めました。本市での導入について見解を伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 3	子育て家庭と妊産婦の支援体制強化について
要 旨	<p>2019年度に全国の児童相談所に寄せられた虐待の相談対応件数は19万件を超えました。また、厚生労働省が本年9月に発表した、1月から6月までの全国児童相談所における虐待相談対応件数も、昨年と比べ増加しており、コロナ禍の影響が危惧されるところです。</p> <p>昨年1月の千葉県野田市の女児虐待死事件を受け、親による体罰禁止や児童相談所の体制強化などを定める児童福祉法等改正法(児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律)が成立し、一部を除き本年4月から施行されました。法改正を受け、関係機関の配置促進、体制強化、相互連携などの対策も講じられていきます。本市では、子育て世代包括支援センターを設置し妊娠期から子育て期までの支援を実施していますが、国は子育ての悩みに応じる「子ども家庭総合支援拠点」を2022年度までに全市町村に設置する目標を掲げています。そこで、本市での相談対応や今後の支援体制の強化について伺います。</p> <p>(1) コロナ禍における児童虐待に関する相談対応について (2) コロナ禍における妊産婦の相談対応について (3) 子ども家庭総合支援拠点の設置について</p> <p>児童虐待防止のためには、発生を予防し、早期発見するためには関係機関の連携が必要です。児童福祉法等改正法では、相談体制を強化するため、虐待相談の拠点として子ども家庭総合支援拠点を2022年末までに全市町村に設置することを目指しています。そこで、現在の支援体制との違いや本市での設置予定について伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。